介護予防・日常生活支援総合事業

８．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は２割又は３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
訪問型サービスⅠ（１月につき）	週１回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	１１，７２０円／月	１，１７２円	２，３４４円
訪問型サービスⅡ（１月につき）	週２回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	２３，４２０円／月	２，３４２円	４，６８４円
訪問型サービスⅢ（１月につき）	週２回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援2）	３７，１５０円／月	３，７１５円	７，４３０円

上記の基本利用料が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
初回加算	新規の利用者へサービス提供責任者が初回に属する月にサービス提供もしくは同行した場合	1 割負担 200 円	2 割負担 400 円	3 割負担 600 円
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所	基本料金の 100 分の 15 相当を加算		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合に対象	基本料金その他の加算を含めた料金の 1000 分の 137 相当を加算		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）※	介護職員の処遇改善を図るため、処遇改善加算に加え、キャリアのある介護職員に対し更なる処遇改善を行う	基本料金その他の加算を含めた料金の 1000 分の 42 相当を加算		
介護職員等ベースアップ等支援加算※	介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を超えた場合に対象	基本料金その他の加算を含めた料金の1000分の24相当を加算		

（注１）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（２）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

① ステーションから、片道おおむね２０ｋｍ未満　１，６００円

② 以後５ｋｍごとに４００円を加算する

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無　　料
利用予定日の当日	利用者負担金の５０％の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。